

(別紙) 改正内容について

1 主な改正内容

(1) 四つ星の認定基準の運用について

二酸化炭素の排出抑制に係る具体的な取組の成果として、従来の二酸化炭素排出量の削減のほか、二酸化炭素排出原単位の改善についても考慮する。(環境マネジメントシステムに原単位評価を行う旨の記載がある場合)

※二酸化炭素が排出削減とならなかった場合でも、二酸化炭素排出原単位が改善されていれば、四つ星認定を取得(更新)できるとするものです。

(2) カーボン・オフセットについて

燃料使用等による二酸化炭素排出量から、J-クレジットの活用による排出削減効果及び岩手県企業の森づくり活動によるCO₂吸収量を差し引くことができるものとする。

(3) その他

上記(1)及び(2)に伴い、実施要領及び事務処理要項の文言並びに関係様式を整理する。

2 上記以外の改正内容

(1) 認定書について

認定の有効期間の設定方法を変えるとともに、有効期間を認定書に表示する。

※認定の期間は従来どおり通常3年間ですが、認定開始日を認定日の翌月1日からとするものです。

(2) 押印について

申請書及び変更届の押印を廃止する。

なお、改正後の実施要領、事務処理要項、申請様式は4月1日より、県ホームページで閲覧及びダウンロードできるようになる予定です。